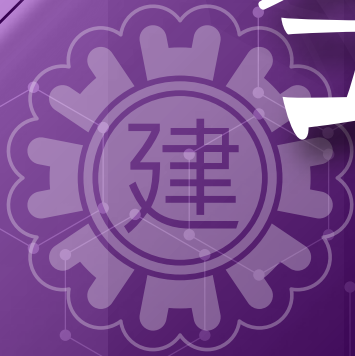


Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2020 9
No.551

就 業 体 験

[令和元年10月9日(水)～10月11日(金)]

宮崎県立日向工業高等学校

建築科 2年生 33人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和2年9月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和2年度第3回常務理事会を開催	3
2. 令和2年度第4回常務理事会を開催	4
3. 令和2年度第3回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	5
4. 令和2年度第4回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	9
5. 宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会を開催	11
6. 建設キャリアアップシステムの普及・促進について	12
7. 令和2年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	13
8. 令和2年度テレビCM放送のご案内	14
●雇用改善コーナー	
1. 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について	15
2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに 文書募集開始時期等について	16
3. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る 公共職業安定所における取扱い等について	18
●建退共	
1. ホームページについて	19
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）	19
●技士会	
1. 令和2年度2級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会開催のご案内	20
2. 「監理技術者講習」のお知らせ	20
3. 令和2年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」受験準備講習会開催のご案内	21
●事業協同組合	
1. 外国人技能実習制度についてのご案内	22
2. 下請セーフティネット債務保証制度について	23
3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	24
●建災防	
1. 令和2年度（第71回）全国労働衛生週間について	25
2. 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」の開催について	25
3. 解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま	26
●火薬協会	
1. 火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について	28
2. 火薬関係の資格試験日程について	28
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）	29
2. 中間前払金制度のご案内	30
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	31

令和2年9月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	火	県協会 第1回総務委員会	足場の組立て等作業主任者技能講習 (延岡 2日まで)	
2	水			
3	木		酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育(清武)	
4	金		高所作業車運転技能講習(清武 5日まで)	
5	土			
6	日			
7	月			
8	火		車両系建設機械(解体用)運転技能講習(延岡)	
9	水		自由研削砥石(グラインダ)の取替え等の業務に係る特別教育(延岡)	
10	木			
11	金		車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(清武 12日まで)	
12	土			
13	日	令和2年度建設業経理検定(上期)		
14	月			
15	火		丸のこ等取扱い作業従事者教育(清武)	
16	水	九州建設業協会 第2回専務・事務局長会議(福岡) 第1回会長会(福岡) 九州地方整備局との意見交換会(福岡)	職長・安全衛生責任者教育(清武 17日まで)	
17	木	二級土木施工管理技術検定試験 実力テスト 講習会(18日まで)		
18	金		不整地運搬車運転技能講習(清武 19日まで)	
19	土			
20	日			
21	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
22	火	秋分の日	秋分の日	秋分の日
23	水	県協会 常務理事会		
24	木	監理技術者講習(都城)		
25	金			
26	土			
27	日			
28	月	全国建産連会長会議		
29	火	技士会 技術セミナー(日向)	ローラーの運転の業務に係る特別教育 (清武 30日まで)	
30	水	技士会 技術セミナー(延岡)		

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

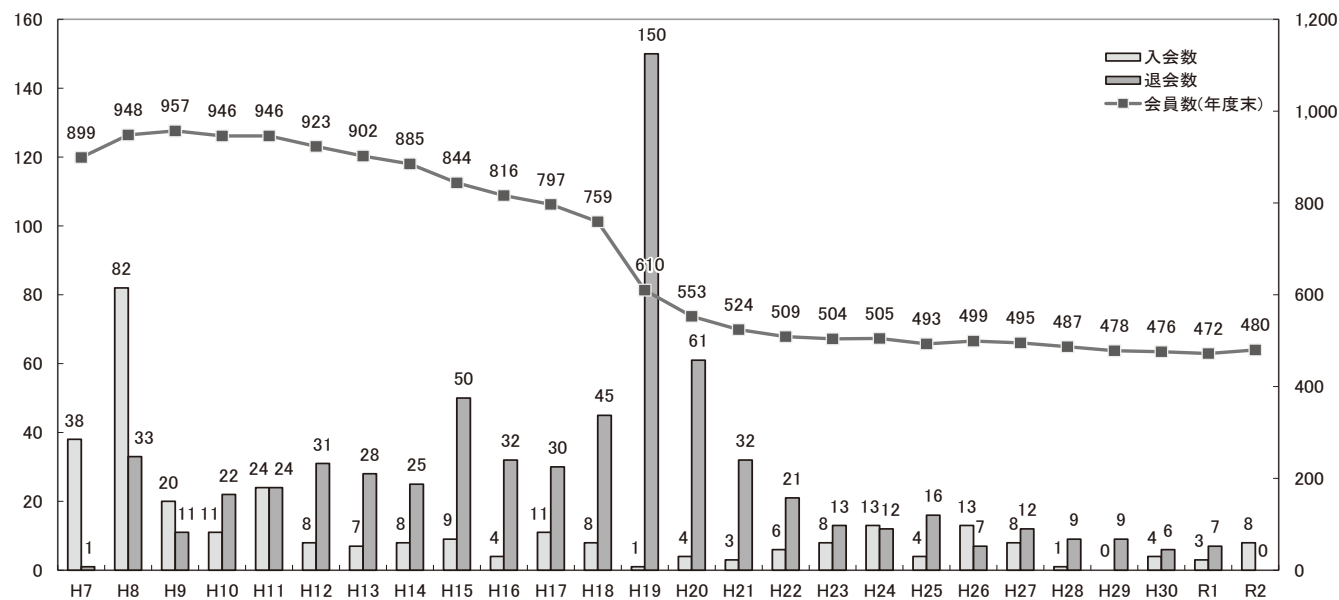
項 目	所 管	形 式
2020.7.21付 令和2年度 建設業経理事務士特別研修（宮崎 4級9/24-25 3級10/26-28） 申込受付の開始について	宮 崎 県 建設業協会	html
2020.7. 1付 2 級建設業経理士「受験準備講座」の下期開催案内を更新しました。（トップページ バナー参照）	宮 崎 県 建設業協会	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
都 城	(株) 桜 木 組	代 表 者	櫻木 博巳	櫻木 博文
延 岡	(株) 坂 本 組	代 表 者	坂本 榮之進	森 振一郎

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	8
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	480

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R2は8.26現在

宮崎県建設業協会

1. 令和2年度第3回常務理事会を開催

令和2年6月25日（木）14時00分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり藤元会長が「本日は今年度第3回目の常務理事会となるが、新体制では初めての開催となる。また、本会終了後に西田次長を筆頭に県の方々との意見交換会が開催される。県への要望や意見については各地区バラバラな意見ではなく、県協会の総意でないと受入れられない状況となっている。そのため、常務理事会で全地区が納得する統一意見をまとめ、意見交換会で提案したいと考えている。これから一年間協力して、意見を交わしながら進めていきたい。よろしく願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 新規会員入会申し込みについて

榎村事務局長が資料1に基づき、西都地区の(有)中野について報告し、加入が承認された。

議題2 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料2に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

議題3 令和3年度国・県に対する要望について

坂元専務理事が資料3に基づき、令和3年度国・県に対して行う要望の内容について報告し、承認された。

議題4 その他

(1) 令和2年度宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業若年入職者確保・定着支援事業の雇用状況及び事業所の募集依頼を行った。現在9事業所の応募を受け4名の採用が決定している。



第3回常務理事会

(2) 「宮崎を元気にする会」寄付金の納入について

榎村事務局長が参考2に基づき、宮崎を元気にする会への対応について報告し、承認された。

(3) 足立敏之参議院議員「国土交通委員会議事録」送付について

榎村事務局長が参考3に基づき、国土交通委員会議事録の協会会員への送付について報告した。

(4) 協会社章・作業服・帽子作成について

榎村事務局長が参考4に基づき、協会社章作成について報告し、承認された。

(5) みやざき元気実行委員会参加のお願いについて

榎村事務局長が参考5に基づき、みやざき元気実行委員会への参加依頼があったこと及び対応について報告し、承認された。

(6) その他

- ・宮崎日日新聞社の「2020 みやざき防災特集」、新型コロナウイルス感染拡大防止キャンペーン「ありがとう Health Professional 企画」への協賛依頼があったことを報告し、承認された。

議題5 協会行事等について

榎村事務局長が参考6に基づき、8月20日の常務理事会及び9月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和2年度第4回常務理事会を開催

令和2年7月28日（火）14時00分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（11／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり藤元会長が「本日も忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。県内でも新型コロナの感染者が増加しており、建設業者や建産連関係の事業所でも感染が確認されている。このような状況の中、各土木事務所から感染箇所である県内4カ所への調査が行われているが、率先して情報提供を行い協力していただきたい。本日の県との意見交換会も出席者を減らしての開催となるが、各地区の状況等について、しっかり意見を伝えていただきたい。現在、長野県付近で線状降水帯による災害が発生しており、今後秋田・山形県付近でも災害が予想されている。近年、このような災害が増えている中で、予算を確実にもらっていくために、建設業協会の常務理事で意見を集約し、陳情や要望を行っていく必要がある。また、長期にわたる予算の確保につながるよう、皆さんと一緒に努力していきたいと考えている。よろしくをお願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

議題2 建設キャリアアップシステムに係る動向等について

樫村事務局長が資料2に基づき、建設キャリアアップシステムの今後のスケジュール及び料金改定、出捐金等について報告し、承認された。

議題3 令和2年度地域懇談会及び九州建設業協会定例懇談会提案議題について

坂元専務理事が資料3に基づき、地域懇談会及び九州建設業協会定例懇談会への提案議題について報告し、承認された。



第4回常務理事会

議題4 その他

（1）令和2年度宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業若年入職者確保・定着支援事業の雇用状況及び事業所の募集依頼を行った。現在13事業所の応募を受け5名の採用が決定している。

（2）令和2年度宮崎県建設産業外国人材確保支援事業について

有馬コーディネーターが参考2に基づき、建設産業外国人材確保支援事業の申請受付状況及び募集依頼を行った。現在2事業所の応募を受け3名の採用が決定している。

（3）国土交通委員会開催結果報告について

樫村事務局長が参考3に基づき、7月8日に開催された国土交通委員会の結果について報告した。提案議題は、不調不落防止・入札方法・設計変更・書類の簡素化についてなど。

（4）農業土木委員会開催結果報告について

早瀬課長が参考4に基づき、7月9日に開催された農業土木委員会の結果について報告した。提案議題は、仮設道路の設計・工事書類の簡素化・歩掛りの違いについてなど。

(5) 建築委員会開催結果報告について

大谷課長が参考5に基づき、7月17日に開催された建築委員会の結果について報告した。提案議題は、大工手間の積算根拠・宮崎工業高校との交流会についてなど。

(6) 高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会参加について

坂元専務理事が参考6に基づき、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会の正会員への参加依頼があったことを報告し、承認された。

(7) 防災備蓄品購入に係る予算について

大谷課長が参考8に基づき、各地区協会で購入する防災備蓄品について本年度より助成金を活用

することについて報告した。

(8) その他

- ・橋梁耐震補強工事の施工実績に関する事項についての対応を協議した。

議題5 協会行事等について

樫村事務局長が参考7に基づき、9月23日の常務理事会及び10月末までの行事について報告し、承認された。また、新型コロナウイルスの感染防止対策として、当面の間、東京などへの会議や出張を抑えることを申し合せした。

3. 令和2年度第3回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和2年5月25日(木)午後4時、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

西田次長(道路・河川・港湾担当)
管 理 課：斎藤部参事兼管理課長、
赤江課長補佐、一政・宗像・
甲斐主幹、川内主任主事、鬼束主査
技術企画課：境課長、中原課長補佐
湯浅・岩切主幹、森川・
春田副主幹、梅田・工藤主査
都市計画課：梅下室長、吉村主幹

◇公共三部共管

工事検査課：杉本課長、相牟田・児玉専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
小野・本部・興梠副会長
池田・河野(義)・河野(与)・
黒木・木村・津房・長友常務理事

事 務 局：坂元専務理事、
樫村常務理事兼事務局長、
早瀬土木農林課長、
大谷総務課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

本日はご多忙の中、西田次長を始め幹部の方々にご出席いただき感謝を申し上げます。5月の通常総会で役員改選により私が会長に就任し、3名の地区会長が交代した。よろしくお願いしたい。

相変わらず新型コロナによる影響があるが、私たち建設産業が経済の下支えに尽力し、失業者雇用の場を提供できるように努力していきたい。今後とも様々な情報提供、ご指導、ご協力等をお願い申し上げます。また、仕事量の確保と平準化発注についても引き続き対応いただき、働き方改革等に伴う書類の簡素化、入札制度改革、担い手の育

宮建協

成、技術の継承など、この場の意見交換会は元より、各委員会、各団体、各地区協会、青年部との会合にも積極的に参加をお願いしたい。災害対応についても県協会・地区協会に対応させていただいているが、県協会への加入のメリットが少ないという声も聞こえている。災害等の対応には業者の協力も必要だと考えているので、発注者の方々にも様々な知恵を絞っていただき、協力をお願いしたい。1年間よろしくお願いしたい。

【西田次長挨拶】

本日は新体制で初めての意見交換会となるが、この体制のもと建設産業の持続的な発展について、これまでと同様に活発な意見交換をよろしくお願いしたい。私が次長に就任後に様々な企業の方が挨拶に来られたが、その中でストレートな意見や大小様々な意見をいただいている。しっかり受け止めたいと思っている。

6月議会では、正しく恐れつつアフターコロナを見据えた新たな生活様式に基づき、with コロナ社会の構築に向けて、多くの予算が補正予算として可決された。この中には補助交付事業の14億円の他に、建設産業が地域雇用の受け皿となり、コロナの影響で雇止め、離職をされた方々を積極的に受け入れる新たな事業も盛り込まれている。事業の推進に当たっては県建設業協会の全面的なご協力、ご支援をお願いしたい。また、公共事業の予算の確保、産業としての魅力向上が不可欠であるという指摘もあった。明日には知事と明利部長が予算の確保に向けて要望に行く段取りとなっている。引き続き官民挙げて予算の確保をしっかりと行っていく。産業の魅力向上という面では、4月の県立病院の建設工事で死亡事故が発生したことが話題になったが、安全安心な就業環境の確保に向けて一層の労働事故防止を図っていただきたい。特に7月第1週は全国安全週間となっているため、三つの密を避けつつ現場での安全対策をお願いしたい。本日もよろしくお願いしたい。



第3回意見交換会

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《都市計画課 美しい宮崎づくり推進》

みやざき花いっぱいプロジェクト2020 ～工事現場に花を飾ろう～の取り組みについて

- 新型コロナウイルスにより生活に多大な影響を受けた県民を元気づけると共に、花の消費拡大と建設業PRを兼ねたプロジェクトである。実施内容としては、プロジェクトに賛同する受注者が工事現場に花を植えたプランターを設置する取り組み。

《管理課》

建設関連産業雇用受入支援事業について

- 新型コロナウイルスの拡大に伴い多くの失業者の発生が懸念される中、県が建設業団体と協働して、建設産業に受入れる体制を整えるとともに、その初期費用を助成する事業。(令和2年度単年度事業)

《技術企画課》

総合評価落札方式の不調・不落対策(K値)について

- 今後の対応(案)として、「特定工事は、K値算定の分子に含めない措置」については、令和2年度の不調不落の発生状況や公共投資額の推移をみながら終期を検討する。「評価基準の緩和」については、令和2年度末を終期と想定しているが、上半期の発注状況、不調・不落の発生状況、来年度予算の見込みを勘案しながら終期を設定する。

担当技術者の取り扱いについて

- 現状の入札参加資格では、配置技術者の実績要件は担当技術者も含めて認めている。しかし、総合評価落札方式では監理技術者、主任技術者、現場代理人のみを評価し、担当技術者は評価していない。今後の対応（案）は、若手技術者の早期活躍やスキルアップの場として担当技術者を位置付け、現場配置及びコリンズへの登録を認める。担当技術者を宮崎県では、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の監理や指導監督を補佐し、該当工事に専任する技術者と定義した。また、国家資格や実務経験は求めない・登録できる担当技術者数は上限2名と条件付けした。

施工体制評価型総合評価落札方式（WTO 工事型）の実施要領について

- WTO 建設工事（予定価格23億円以上）を対象とした総合評価落札方式の実施要領を新たに制定する。施工体制評価点は、調査基準価格以上で応札した者には、一律10点を加点する。加算点は、施工上の技術的課題の大小及び多寡により10～40点とする。総合評価の評価項目に地域精通度を設定し、県内企業の参入を促す。

建設発生土の処分について（検討案）

- 建設発生土の処理は現状では、[1] 自工区内での利用、[2] 50 km以内の他の建設工事へ流用、[3] 他の受入地への搬出の流れとなっている。今回の検討案では、[2] 以降の対応が変更となる。経済性などを考慮し、以下から総合的に判断する。①50km超の他の建設工事への流用（運搬費）、②無償の受入地（運搬費＋整地（押土））、③有償の受入地（運搬費＋処分料）。その他条件等については検討中である。

《工事検査課》

中間検査に関するアンケート調査結果について

- アンケートの調査結果の報告と今年度のアンケートへの協力依頼が行われた。今年度の対

応として、①中間検査の対象金額が、1千万円から3千万円に引き上げるについてアンケートを行う②3千万円未満の工事では、工事検査専門員によるOJTを、特に若年の監督員を対象に行う③工事検査専門員の間での「意見のバラッキ」の解消に努める④検査員の言動等への意見に対し、情報を共有し受験者の感覚等を再確認するとともに、研修を行い「やる気を引き出す伝え方」等の意識付けを行う。

◆意見交換会

（1）建設発生土の処分について（設計変更について）

協会→有償の受入地の場合、処分料はいくらになるか教えていただきたい。

県→建設発生土受入地の公募をかけた後に、相手方がどのような提示をするかで決定する。

協会→各処分場で料金表があると思うが、その料金を参考にしていただけなのか。

県→参考にしたい。情報をいただければありがたい。

協会→処分場によっては通行できる車両が限定されることもあるが（10tダンプでは入場できず、4tダンプのみ可など）、運搬コストが上がる場合は変更が可能か。

県→最終的には経済性を考えて決定する。公募をする際に工事車両等が通行可能な場所に決定したいと考えている。

協会→建設発生土の運搬以外についても設計変更が可能か教えていただきたい。（当初設計では大型トラックで積算されていたが、実際の現場には4t車しか入場できない場合など）

県→現場条件が一致しない場合は、設計変更のガイドラインに基づき受発注者間で協議して決定する。

（2）受注状況（K値）算定の特例措置について

協会→本日の情報提供で、K値の特例措置については不調不落の発生状況や公共投資額の推移を勘案しながら終期を設定したいと説明を受けたが、県協会の考えとしては12月末（1月

宮建協

から1.0) に元に戻していただきたいと考えている。補正予算や来年度当初予算の見通しが明るいようであれば、不調不落等について協議する必要があると思うが、基本的には1月から1.0に戻していただきたい。

県→県協会の要望として持ち帰り、早めの回答をさせていただく。

(3) 受注状況 (K 値) について (平均受注額)

協会→格付が特 A から A に変更となった場合、過去の受注額が他の A クラス企業と大きく異なり、受注の偏りとなってしまう。格付が変わった際には総合評価の過去の平均受注額の上限を設けていただけないか。

県→K 値は過去の実績とその実績相当の工事が可能であるという考えで算出している。今回の意見を踏まえ検討する。

(4) 担当技術者の取り扱いについて

協会→担当技術者の取り扱いの対応案について説明があったが、実施日がいつになるか教えていただきたい。

県→次回の意見交換会迄に検討して回答したい。

(5) WTO 工事型について

県→WTO 工事型では調査基準価格以上で一律10点加点となるが、それ以下の価格の場合、受注が難しくなるという認識でよいか教えていただきたい。

協会→基準価格以下であっても評価点が一番高い場合は、低入札調査の対象となる。調査をクリアすれば落札候補者になる可能性はある。

(6) 入札参加要件の緩和・実績の緩和について

協会→工種によっては実績を持っている企業が少なく、同じ企業が何度も受注することがある。類似工事の実績で入札できる等の緩和を行っていただきたい。

また、過去に工事の実績がない訳ではなく、実績として認められる期間が過ぎている、当時の現場代理人が残っていない等で入札に参加できない状況もある。そのため、会社の実績の評価をしていただけるよう検討していただきたい。

県→同様の意見や課題は他でも聞いているため内容をしっかり検討して回答する。

(7) 営業所の取り扱いについて

協会→企業の地域社会貢献度では、地域内における本店（建設業許可申請書に記載された「主たる営業所」）の有無によって加点が行われる。しかし、稼働実績がなく、形式のみの営業所が存在している。しっかりと確認を行っていただきたい。

県→営業所については、建設業法で規定があり常勤の専任技術者を配置する必要がある。許可を出す場合は、写真や通勤届等の確認を行っているが、数年後にその方が営業所に勤務しているかの確認は難しい現状がある。しかし、建設業法に記載されている事項は守ってもらうことが前提のため、対応していく必要があると考えている。

協会→法務局への登録は必要ないのか教えていただきたい。（法人登記の営業所）

県→そこまでの確認は行っていない。

協会→営業所については数が限定されるため、抜き打ち検査等でしっかり確認していただきたい。または、営業所を認める際に登記を必須にすれば改善できるのではないかと考えている。

県→意見を参考にさせていただき、検討したい。

4. 令和2年度第4回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和2年7月28日(火)午後4時、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

西田次長(道路・河川・港湾担当)

管 理 課：斎藤部参事兼管理課長、
赤江課長補佐、宗像主幹

技術企画課：境課長、中原課長補佐

◇公共三部共管

工事検査課：杉本課長

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、

小野・本部・興梠副会長

河野(義)・河野(与)・

黒木・津房・木村常務理事

事 務 局：坂元専務理事、

樫村常務理事兼事務局長、

早瀬土木農林課長、

大谷総務課長

【藤元会長挨拶】

本日はご多忙の中、西田次長を始め幹部の方々にご出席いただき感謝を申し上げます。

令和2年7月豪雨により、球磨川など各地で河川の氾濫等が発生し、多くの方が被害に遭われた。被災された皆様にお見舞いを申し上げますと共に、お亡くなりになられた方々へのご冥福をお祈りします。

また、本来であれば4連休に東京オリンピックの開会式が行われる予定であったが、新型コロナウイルスの感染者が全国で急増し、本県でも26日に感染拡大緊急警報が発令されるなど、社会生活への影響が生じている。このような状況ではあ

るが、建設業協会として新型コロナウイルスへの感染対策に万全を期しながら、災害対応や社会資本の整備に取り組んでいきたいと考えている。本日は忌憚のない意見交換会にしたいと思っている。よろしくをお願いしたい。

【西田次長挨拶】

現在、新型コロナウイルスの第2波が発生したといった状況にあるが、改めて感染拡大防止と経済活動の両立の難しさを実感している。

今回の豪雨において、熊本や大分で甚大な被害が発生している。本県でも、えびの市や西米良村で被害が発生しており、現在も通行止めとなっている箇所もある。被災をされた方々や亡くなられた方へのご冥福とお見舞いを申し上げる。応急復旧においては、建設業協会員の皆様方が尽力されたと聞いている。特に西米良村では迅速な対応、さらに隣県である熊本県の道路啓開の応援にも行っていただいた。重ねて感謝申し上げます。近年豪雨による激甚災害が頻発しているが、改めて常在危機の意識を高め、災害対応に万全を期す必要性を痛感している。

先般、骨太の方針が閣議決定され、3ヵ月年緊急対策の代替措置として必要十分な予算の確保が明記されている。しかし、通常予算に関しては対前年をベースとすることになっており、あくまで特別枠の確保となっている。官民を挙げてしっかりと要望活動等に取り組んでいきたい。

本県では3年3ヵ月県政の発展に尽力された鎌原副知事が退任され、永山副知事が就任された。また、7月議会が開催され、新型コロナ対策費の約5億円が補正予算として成立した。今後も予算確保・発注の平準化・担い手の確保を進めていきたいと考えている。本日もよろしくをお願いしたい。



第4回意見交換会

◆情報提供・意見交換

《技術企画課（1）～（7）》

（1）新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大緊急警報を受けた工事及び業務の対応について

県→7月26日に県内全域で「感染拡大緊急警報」が発令されたことを、技術者・作業員等における往来など、下記の基本的な考え方を説明。詳細は県HP参照。

- ・「感染流行地域」、「感染注意地域」との往来について
- ・県内の「感染状況が厳しい圏域」における対応等について

（2）総合評価落札方式における受注状況算定の特例措置の終期について

県→令和2年12月末日迄に入札公告する案件をもってK値の特例（特例1.5から通常1.0へ）を終了する旨説明。内容は県HP参照。

（3）総合評価落札方式における受注状況算定式の改正について

県→公共三部の総合評価落札方式における法面工事シートの受注状況（K値）算定式の改正について説明。改正内容は県HP参照。

（4）建設工事における担当技術者の取り扱いについて

県→建設業界に入職した若手技術者のスキルアップ及び早期の段階から建設業への関心や理解を高めることを目的に、今回、担当技術者を明確に定義。詳細は、県HP参照。

（5）新型コロナウイルス感染症対策に伴う熱中症予防について

県→新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について、国に準じ、真夏日を定義である日最高気温が30度以上の日を28度以上に読み替えて運用。なお、施工計画書に、感染予防対策と熱中症予防対策を記載することが重要である旨説明。詳細は県HP参照。

（6）公共事業 Web 会議システム構築事業について

県→新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web 会議などのテレワークを更に推進していくため、大型ディスプレイ等を本庁・各出先機関に配置。運用の手引きなどを作成し、周知を図る。

（7）公共工事現場感染症対策啓発事業について

県→新型コロナウイルス感染症対策啓発のためのヘルメットや工事看板に貼るステッカーを配布し、工事従事者への更なる意識向上を図る。8月ぐらいを目途に配布。

《管理課・技術企画課》

（8）建設キャリアアップシステム（CCUS）への取り組みについて

県→国土交通省が、国直轄事業発注、地方公共団体発注、民間発注において、令和5年度からCCUS完全実施に向けた道筋を示したため、宮崎県においても段階的に取り組んでいくことを説明。

本年度、WTO 工事において義務化モデルを実施。また、特A案件など、比較的大きい工事において、各土木事務所1件程度で推奨モデルを試行。

協会→構造物のない土木一式工事など普通作業員が主になる。キャリアアップのレベルも2まで行くかどうかでありキャリアがアップしていらず、本システムとそぐわない一面もある中で、システムを導入していくとすれば経費は別途掛かってくる。現場管理費など補正等お願いしたい。

《管理課》

（９）建設業者の法令順守について

県→建設業者研修会においても説明をしている建設業法等の法令順守について再度周知。

◆意見交換会（その他）

（１）水辺の工法について

協会→実施回数について、年４回から３回へしていただいたが、３回から２回にしていきたい。

県→河川課へ意向を伝えたい。

（２）橋梁耐震補強工事の施工実績に関する事項について

協会→とび・土工・コンクリートの施工実績の参加要件について、①「主たる工事内容が次のいずれかの工事であること。」と②「次のいずれかを含む工事であること。」があるが、①の場合では入札への参加が出来ない場合がある。一定の業者では災害の対応が出来ない場合もあり、今後のことも考える

とJVで施工実績等経験を積ませるなど必要になるのではないかと。②を適用するなどして参加できない業者に受注の機会を与えていただきたい。

県→確認して整理していきたい。

（３）落札率の引き上げについて

協会→担い手の確保は喫緊の課題であるが、経費が掛かる。会社の利益が出ないと対応ができないため落札率の更なる引き上げをお願いしたい。

協会→働き方改革、建設キャリアアップシステム等、経費が掛かる。現場管理費や一般管理費を上げていただきたい。

県→落札率の引き上げはできないが、必要な経費は、積算等で対応していかなければならない。

5. 宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会を開催

7月27日に市内ホテルで宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会が開催された。意見交換会では「不調・不落防止について」、「入札方法・設計変更・書類の簡素化について」、「新型コロナウイルス対策について」等の意見を交換した。



金納所長挨拶



甲斐所長挨拶



宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会

6. 建設キャリアアップシステムの普及・促進について

平成31年4月から建設キャリアアップシステム(CCUS)の本格運用が開始されました。国土交通省では直轄工事における活用が推進され、令和5年度から「あらゆる工事でのCCUS完全実施」を目指している状況です。このことを受け、本県においても国が目標とする令和5年度からの完全実施を見据え、CCUSの普及・活用を促進するため、県土整備部が発注する建設工事において、「CCUS義務化モデル工事」及び「CCUS活用推奨モデル工事」の試行が本年度より開始されます。つきましては、10月以降からの登録料等の値上げが検討されていますので、早めの申請をご検討いただきますようお願い申し上げます。



建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ



国土交通省

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - > 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事(発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点)を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事(受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点)を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

○専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底

○CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化(マイナポータルとの連携)

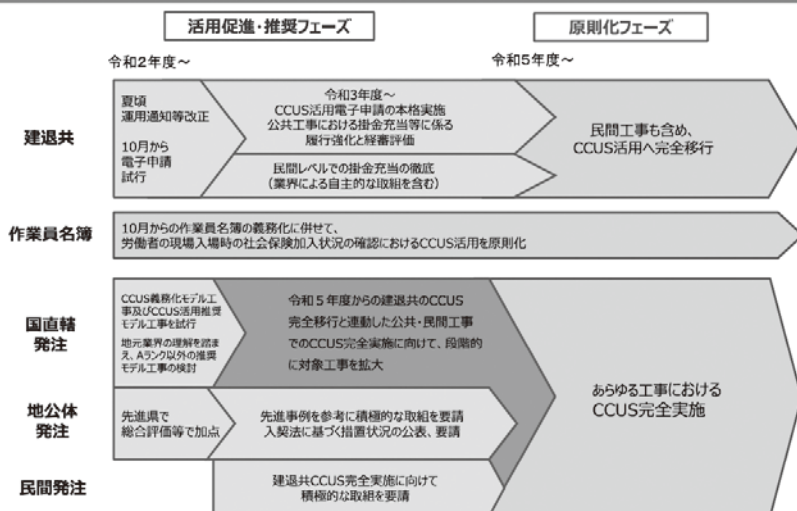
以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

1

「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた道筋



国土交通省



2

7. 令和2年度宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について

補助対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者（建設業許可を有すること）

補助対象経費

当該年度 3 月 10 日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。**ただし、3 月 10 日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限り。**

1. 旅費・受講費 2. 通訳費 3. 在留資格申請費 4. 人材紹介費
5. 出展費・説明会等参加費 6. 研修費 7. その他

※研修費について

入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る

補助対象 在留資格

- 高度専門職（例：技術者（土木施工管理、建築施工管理））
 - 特定技能 1 号・2 号（例：技能労働者）
- ※**技能実習生は補助対象外です**

補助額

助成対象経費の 1/2 以内（一社当たり上限額 20 万円）

対象者の限度

1 事業者当たり年 1 回のみ（通算上限 2 回まで）

受付期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 2 月末日まで
（持参の場合の受付時間は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

注意：事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。
御了承ください

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

その他の条件

◎消費税・地方消費税は対象外。

◎補助金の交付は事業計画申請受付順とし、補助対象経費の算定した額が 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

◎補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを完了したものに限り。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会
または宮崎県のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

8. 令和2年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和2年度放送日のご案内

◆ CM 展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMKニュースの放送帯(毎週土曜17:30～17:56)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRTニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和2年4月3日(金)～令和2年4月30日(木)
令和2年8月28日(金)～令和3年4月1日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube
チャンネル
あります!



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター「オジギビット」

雇用改善コーナー

1. 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について

2 文科初第 412 号
職発 0611 第 10 号
開発 0611 第 19 号
令和 2 年 6 月 11 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子



令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、令和2年2月19日付け元文科発第1521号、職発0219第12号、開発0219第20号「令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」（以下「通知」という。）により、通知しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります。通知の第1に記載する推薦及び選考開始日を下記にすることにしました。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、コロナウイルスの防止対策を実施しながらの就職活動や選考開始期日等の変更など、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、中長期的な視点に立って採用を進めて頂き、引き続き、令和3年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

なお、下記以外の新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日日程、新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い（推薦開始期日等を除く）等については、通知のとおりとしますので御知願います。

記

1 新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

- (1) 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日（沖縄県については令和2年9月30日）以降となるようにすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。
- (3) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 コロナウイルスの影響を踏まえた就職活動への配慮について

コロナウイルスの防止の観点から、求人者が応募前職場見学や選考を実施する際は、感染防止策を徹底すること。

また、応募前職場見学の日程設定に当たっては、例年、学校の夏季休業期間中に実施している求人者が多いですが、今年度については、夏季休業期間が短縮され、また、地域や学校ごとに夏季休業期間が違うことが想定されることから、柔軟な対応をすること。

さらに、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄等については、学校休業の影響を踏まえ、令和2年3月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」により、児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施については、「やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること」とされており、推薦期日又選考開始期日等までに当該年度の身体状況の記入が難しい場合があることも想定されます。

また、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄の記入上の留意事項として「身長、体重、聴力及び視力欄については、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。」とされています。

このため、「身体状況」欄に第二学年時等の数値で記入される場合等であっても全国高等学校統一応募様式として問題ない旨、ご理解頂きたいこと。

雇用改善

2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

元文科初第 1521 号
職発 0219 第 12 号
開発 0219 第 20 号
令和 2 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子



令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 2 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎えるものが多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、令和 3 年 3 月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張管内の地域に限る。）、
- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とする。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。
- したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
- （※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。
- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとする。
- ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - （ア）安定所における求人申込み受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - （イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
- イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - （ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - （イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。
 - （ウ）学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
- また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介所による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申し合わせ事項を遵守すること。また、民間就職紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学（※）等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。

（※）なお、募集前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行ううものであり、採用選考の場とならないよう十分にご注意いただきたい。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 募集の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

3. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1223 第 17 号

開発 1223 第 4 号

令和元年 12 月 23 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者という」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、関係府省、大学等において議論を行い、政府（関係省庁連絡会議：内閣官房、文科省、厚労省、経産省による局長級会議）においては平成31年3月26日に「2020年度卒業・終了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年3月25日に「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、令和元年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、令和2年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めるとともに、当該要請及び申合せを踏まえ、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和元年度と同様、令和2年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて
令和2年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和2年4月1日以降に展示・公開する。
これに伴う当該求人受理開始は、令和2年2月1日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では5月31日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。
- (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について
大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和2年4月1日以降とする。
- (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について
労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。
- (4) 専修学校等の取扱いについて
要請及び申合せは、令和2年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② ハラスメントや学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適正・能力のみを基準とする公正な採用選考を行うこと
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰り下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること
- ⑥ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

建退共

1. ホームページについて

建退共宮崎県支部では、共済契約者および被共済契約者に建退共制度の理解を深めていただくとともに、事務処理における効率性の向上を図ることを目的とし、ホームページを開設しております。下記のホームページをご覧ください、建退共業務においてご活用ください。

1. URL <http://kentaimitiyazaki.com>

2. 概要

- (1) 建退共制度について
- (2) 手続きについて
- (3) よくある質問について
- (4) その他

- ・退職金試算（建退共本部のホームページとリンク）
- ・各種申請書のダウンロード（建退共本部のホームページとリンク）
- ・加入・履行証明書（必要書類（エクセル形式）のダウンロード）

※証明書は2枚作成し2枚とも送付してください。なお、令和2年度以前のデータを使用している方は、支部長が変更しましたので最新版をダウンロードしてご利用ください。

- ・共済証紙購入金額および購入枚数シミュレーション

3. ホームページのトップ画面



2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,619	30,668
加 入	3	115
脱 退	5	113
当月末計	2,617	30,670

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	468,474	52,768	33,234,611,934	前 月 分	57,014
当 月 分	903	110	108,724,694		
総 累 計	469,377	52,878	33,343,336,628	当 年 度 計	109,382
(当 年 度 累 計)	2,627	339	314,375,107		

技士会

1. 令和2年度 2級土木施工管理技術検定試験 「実力テスト」受験準備講習会開催のご案内【CPDS 認定講習会】

最近の建設工事は、規模も構造も大型化し、建設技術の進歩等で工事内容が多様化、複雑化しています。また、営業所における専任技術者及び工事現場における主任技術者を確保するには、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事でもあります。建設産業は厳しい状況にありますが、技術者の高齢化等で人材育成は喫緊の課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め、能力を十分蓄え、自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得されることが大切であります。2級土木施工管理技術検定試験は10月25日（日）に実施されます。つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率をアップするため「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたので、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

2級 実力テスト（2日間）		
日	時	令和2年9月17日（木）～ 9月18日（金）
場	所	宮崎県建設会館（宮崎市橘通東2丁目9番19号）
問	い 合 わ せ	宮崎県土木施工管理技士会（0985-31-4696）

2. 『 監理技術者講習 』 のお知らせ 随時募集中

下記のとおり、今年度はあと3回です。有効期限は、講習修了後5年ですので、更新時期にきている方は受講してください。

日	程	会	場
令和2年9月24日（木）		都	城 建 設 会 館
令和2年10月8日（木）		延	岡 建 設 会 館
令和2年11月6日（金）		宮	崎 県 建 設 会 館

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（Tel 0985-31-4696）

公共工事の監理技術者は、監理技術者資格者証と講習修了証が必要となり、現場に携帯しなければなりません。（講習修了証は監理技術者資格者証に貼付けることになっています。）

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を受注し、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

3. 令和2年度 1級土木施工管理技術検定「実地試験」 受験準備講習会開催のご案内

【CPDS 認定講習会】

令和2年7月5日（日）の1級土木施工管理技術検定「学科試験」が延期され、ようやく日程が決まりました。10月4日（日）が学科試験、12月6日（日）が実地試験となっておりますので、実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。昨年度、学科試験のみに合格されている方と、今回の学科試験に合格された方が対象になります。

1級 実力テスト（4日間を2回に分けて開催）		
日 時	1回目	令和2年11月16日（月）～ 11月17日（火）
	2回目	令和2年11月24日（火）～ 11月25日（水）
受講金額	会員：25,000円 ・ 非会員：29,000円（テキスト代は別）	
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市橋通東2丁目9番19号）	
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会（0985-31-4696）	

※ 9月4日（金） 学科試験のための「2回目実力テスト」を実施 ※

1級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会、及び実力テストからかなりの時間が過ぎていきますので、宮崎県土木施工管理技士会では、2回目の実力テストを実施いたします。ふるってご参加ください。

§ 努力は自分のために！ §

事業協同組合

1. 外国人技能実習制度についてのご案内

外国人技能実習制度において特定監理事業の許可を受けている
ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合（福岡市）
 のご案内です。

○ ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合とは？

実習の監理団体として、事業主の技能実習並びに実習生の日本での生活をサポート致します。許可官庁として、九州経済産業局、九州地方整備局、福岡県、宮崎県内外での建設関係で実績があり、サポート監理をしています。適切な人材配置、適切なコストをかけた事務・相談体制を構築しています。また、デジタルツールを駆使して従来の組合にはないサポート体制を構築しています。

○ 外国人技能実習制度とは？

海外からの技能実習生を事業主等が雇入れ、技術・技能の習得を支援するとともに、発展途上国の経済発展を担う人材育成に協力する事を目的としたものです。日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

○ 対象職種

80職種 142作業（建設関係、農業関係、漁業関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係、その他）

○ 受入実績国

ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、中国、ネパール

○ 受入可能人数枠

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

○ 組織概要

社名	ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合
所在地	福岡市博多区古門戸町5-1アイビル2階
許可官庁	九州経済産業局、九州地方整備局、九州農政局
地区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、広島
T E L	092-260-7548
F A X	092-260-7586
M a i l	info@j-lead.jp

○ ジェイ・リード協同組合のホームページに詳しい内容が記載されています。

○ お問合せ、質問・相談等は、ジェイ・リード協同組合へご連絡をお願い致します。

2. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

組 合

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)**3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可****4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)**

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)**6 測量！(提携会社)****7 3Dデータ作成！(提携会社)****8 CADデータ作成！(提携会社)**

※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

建災防 ■ ■

1. 令和2年度（第71回）全国労働衛生週間について

本週間 / 10月1日～10月7日

準備期間 / 9月1日～9月30日

<スローガン> 「みなおして 職場の環境 からだの健康」

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第71回を迎えます。

この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県においては、一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして、何らかの所見を有する労働者の割合が平成24年から増加し続け、令和元年は55.9%に上っています。労働者の健康確保を図るために本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意の上、本週間を契機に各事業場が労働衛生管理活動を推進するとともに、労働者自らも職場の健康管理活動の中から自身の健康状況の把握と改善に努めることが重要です。

また、本県における令和元年の自殺者数は、警察庁「自殺者統計」において、201人で平成30年より1人減少していますが、自殺率が18.6（全国10位）と依然として高い状況が続いていること等から、働き方改革と相まって、ストレスチェックの実施、職場環境の改善など職場におけるメンタルヘルス対策及び長時間労働による健康障害防止対策の取り組みは重要となっています。

このような背景を踏まえ、今年度は

「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとして実施されます。

この全国労働衛生週間を契機として、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。



2. 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」の開催について

建設業における労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たすべき役割がますます大きくなっていることから、職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の詳細について、平成29年2月20日付け基発0220第3号をもって定められました。

つきましては、「職長・安全衛生責任者教育」修了後、概ね5年を経過された方を対象として、標記教育を下記のとおり開催いたしますので積極的な受講をお願いいたします。

- 1 受講対象者 職長として職務に就いて概ね5年以上経過した方
- 2 受講料 有料（会員7,570円、非会員9,770円、税込みテキスト代込み）
- 3 開催日 令和2年10月29日（木）（受講時間 5時間40分）
- 4 開催場所 宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559-1）

ちなみに、安全優良職長厚生労働大臣顕彰の顕彰基準には、「職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること」等が必要とされています。

3. 解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

* 下線部が改正事項



火薬協会

1. 火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について

宮崎県火薬保安協会においては、地区（市）建設業協会長から推薦のあった下記の13名の方を火薬類消費場所巡回指導員として委嘱いたしました。

巡回指導員の皆さんは、担当地域内の火薬類消費場所を巡回し、火薬類の事故防止に関する指導を行っていただくことになります。会員の皆様方のご理解とご協力をお願い致します。（委嘱期間 令和2年9月1日から令和4年8月31日まで）

氏 名	所属会社	担当地区	担 当 (市)	備 考
小 野 司	第一建設(株)	宮崎市（高岡町を除く）	宮崎地区建設業協会	新 任
福 嶋 良 弘	(株) 藤 元 建 設	綾町、国富町、高岡町	東諸地区建設業協会	再 任
若 松 俊 二	(株) 竹 井 建 設	日 南 市	日南地区建設業協会	再 任
池 島 正 浩	(有) 大 洋 建 設	串 間 市	串間市建設業協会	再 任
白 谷 晃	(株) 財 部 組	都 城 市、三 股 町	都城地区建設業協会	再 任
川 野 良 二	八重尾産業(有)	小林市、えびの市、高原町	小林地区建設業協会	再 任
戸 高 道 悦	(株) 増田工務店	高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町	高鍋地区建設業協会	再 任
長 友 青	(株) 宮 本 組	西都市、西米良村、椎葉村	西都地区建設業協会	再 任
柳 田 光 徳	(株) 山 崎 産 業	延 岡 市	延岡地区建設業協会	再 任
川 口 正 規	旭 建 設 (株)	日向市、門川町、西郷区、北郷区、諸塚村、椎葉村の一部（大河内方面を除く。）	日向地区建設業協会	再 任
千 草 建士郎	(株) 松 澤 組			再 任
工 藤 哲 二	同盟建設(株)	高千穂町、五ヶ瀬町	高千穂地区建設業協会	新 任
甲 斐 友 康	日之影建設(株)	日 之 影 町		再 任

2. 火薬関係の資格試験日程について

令和2年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 試験の日程

願書受付 令和2年 9月29日（火）から10月8日（木）まで

試 験 日 令和2年12月20日（日）

試験場所 宮崎市清武町今泉丙 2559-1

宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊） ☎ (0985-85-1600)

(2) 受験用の試験問題集は、協会で販売しています。

（すでに入荷していますので、必要な方は協会に連絡下さい。）

令和2年度版完全対策（受験養成講習会使用テキスト）3,300円

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも 準備しています

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年7月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和2年度	461	▲ 2.7	23,264	57.6	1,277	▲ 4.9	68,520	52.6
令和元年度	474	25.7	14,761	43.7	1,343	23.2	44,912	15.9
平成30年度	377	3.9	10,269	16.8	1,090	0.6	38,762	▲ 5.0
平成29年度	363	▲ 6.4	8,794	▲ 25.1	1,083	▲ 14.1	40,781	▲ 6.2

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

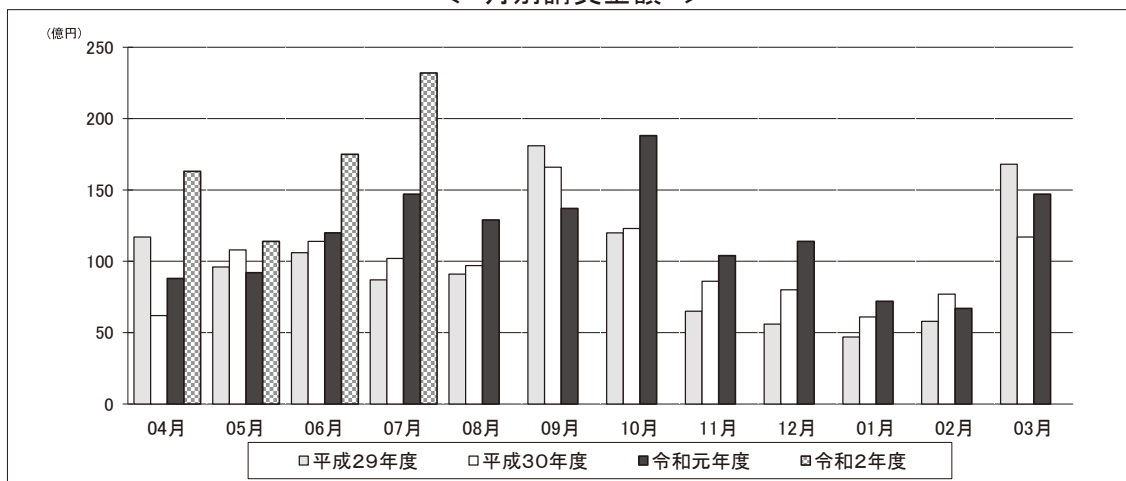
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	50	92.3	4,496	94.7	146	35.2	14,745	60.3
独立行政法人等	5	150.0	325	214.5	11	83.3	769	▲ 27.3
県	177	▲ 6.8	13,516	116.4	417	▲ 13.8	28,771	96.8
市町村	227	▲ 10.3	4,874	▲ 19.5	701	▲ 5.0	24,182	23.0
その他の公共的団体	2	▲ 33.3	51	1.8	2	▲ 71.4	51	▲ 86.0
計	461	▲ 2.7	23,264	57.6	1,277	▲ 4.9	68,520	52.6

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	110	11.1	11,899	241.5	262	9.2	21,268	173.5
日 南	19	▲ 38.7	961	▲ 6.5	88	▲ 20.0	3,257	▲ 2.9
串 間	20	66.7	437	253.3	55	10.0	2,861	205.9
都 城	54	▲ 47.1	2,696	▲ 27.4	155	▲ 33.8	10,214	▲ 10.8
小 林	39	18.2	1,051	70.2	111	7.8	3,436	0.6
高 岡	8	▲ 50.0	451	0.4	39	▲ 29.1	1,137	▲ 34.4
西 都	24	▲ 17.2	480	▲ 3.0	73	▲ 21.5	5,901	271.0
高 鍋	37	85.0	1,675	78.2	80	33.3	5,659	129.6
日 向	74	17.5	1,370	▲ 38.3	182	▲ 4.7	5,932	6.6
延 岡	52	136.4	1,524	144.3	116	19.6	5,340	31.5
西臼杵	24	▲ 48.9	716	▲ 32.8	116	5.5	3,510	36.6
計	461	▲ 2.7	23,264	57.6	1,277	▲ 4.9	68,520	52.6

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

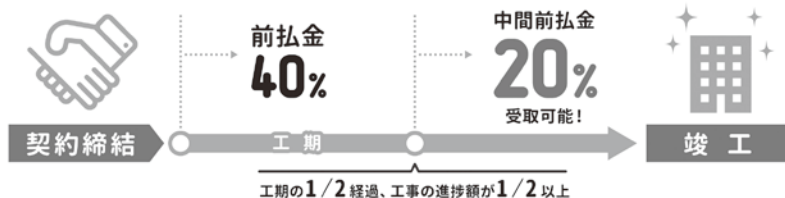
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった
場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要
はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書
●発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

▶ 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001
宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL 0985-24-5656 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX

0120-553-835

西日本建設業保証

検索

<https://www.wjcs.net/>



建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

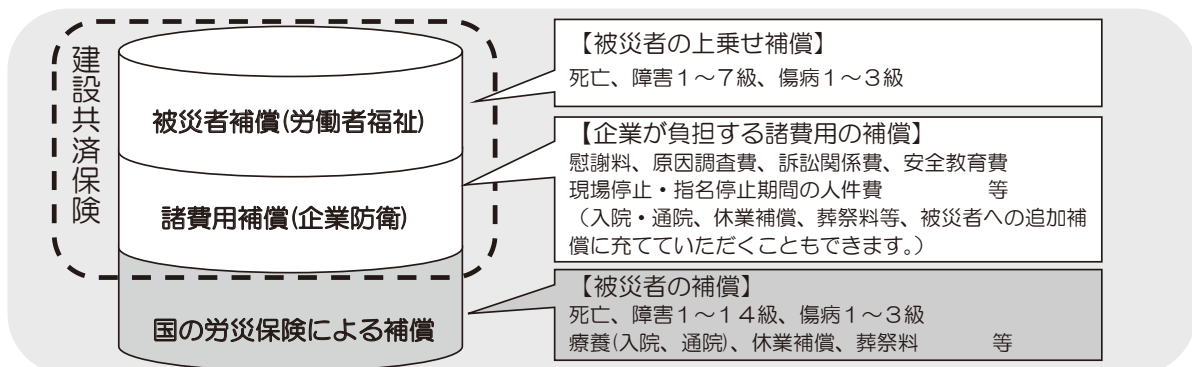
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害 7 級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索